

全国森林計画について

1 全国森林計画の概要

- 全国森林計画は、農林水産大臣が森林法第4条の規定に基づき、森林・林業基本計画に即して、5年ごとに15年を1期としてたてる計画。
- 森林の整備及び保全の目標、伐採立木材積等の各種計画量、施業の基準等を示すものであり、都道府県知事がたてる地域森林計画等の指針。
- 新たな森林・林業基本計画に即したものとなるよう、目標の区分や計画数量等の変更が必要。

2 対応の方向

- 新たな森林・林業基本計画に即して、目標の区分や、伐採立木材積や造林面積等の各種計画量の見直しを実施。
- 新たな森林・林業基本計画を踏まえ、以下の追加を検討。
 - ・ 林業適地での再造林の確保に向け、特に効率的な施業が可能な森林の設定と森林経営計画の作成等の積極的な推進
 - ・ 生物多様性保全の一層の推進
 - ・ 野生鳥獣対策や林野火災予防対策の推進 等

【全国森林計画の計画事項（森林法第4条第2項）】

- 一 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
- 二 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）
- 三 造林に関する事項
 - 三の二 間伐及び保育に関する事項
 - 三の三 公益的機能別森林施業を推進すべき森林の整備に関する事項
- 四 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項
 - 四の二 森林施業の合理化に関する事項
 - 四の三 森林の保護に関する事項
- 五 森林の土地の保全に関する事項
- 六 保安施設に関する事項
- 七 その他必要な事項